

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成29年6月5日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求の期間について、同条第2項は、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求において請求人は、練馬区西大泉5丁目36番2号先に設置されている押しボタン信号機について、石神井警察署長から東京都公安委員会宛てに提出された信号機改良等特別上申書（平成27年12月20日付け上申（石神・交規）第704号）に記載された、改良等要望者及び改良等を必要とする理由には瑕疵があるにもかかわらず、夜間押しボタン式から終日押しボタン式に改良（以下「本件改良」という。）し、そのための費用を支出したこと（以下「本件支出」という。）は不当であるとして、石神井警察署交通課職員等の降格等を求めているものと解される。

ところで、本件改良について、請求人は、工事を発注したとしているが、本件改良のための工事を発注した事実はなく、本件改良は、平成27年4月1日に締結された「交

通信号施設等保守点検業務委託年間契約（４，５，１０方面）」の保守業務の中で行われていることが認められ、本件支出は、平成２８年３月２３日であることが確認できた。

このことから、本件請求は、本件支出があつてから１年２か月以上経過して行われており、また、請求期間の１年を経過して本件請求に至った正当な理由について、請求人は、本件請求の中で示していない。

よつて、本件請求は、法第２４２条に定める住民監査請求として不適法である。